|  |
| --- |
| 滋賀県労働委員会が行う地方公営企業等における非組合員の範囲の認定および告示に関する要領 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成30年３月23日

（目的）

第１条　この要領は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「法」という。）第５条第２項および同条第３項ならびに労働委員会規則（昭和24年中労委規則第1号。以下「規則」という。）第28条から第28条の３までの規定に基づき、滋賀県労働委員会が行う地方公営企業等における非組合員の範囲の認定および告示に関する事務について、以下のとおり定める。

　（事前相談）

第２条　滋賀県労働委員会は、法第５条第２項の規定に基づき、認定の申出をしようとする地方公営企業もしくは特定地方独立法人（以下「地方公営企業等」という。）または労働組合から申出に関して事前相談の申込みがあった場合は、あらかじめ申出に係る状況を聴取し、必要な事項について説明する。

（認定の申出）

第３条　地方公営企業等または当該労働組合は、法第５条第２項の規定に基づき認定の申出をするときは、別記様式第１号によるものとする。

２　地方公営企業等または当該労働組合は、交渉の結果、合意した内容により認定を受けようとする場合は、それぞれの連名により申し出るものとする。

（認定告示の手続開始および開始決定通知）

第４条　滋賀県労働委員会は、地方公営公企業等または労働組合から認定の申出があったとき、　　　　　規則第28条第１項に基づき、公益委員会議において必要と認めた場合に認定手続を開始する。

２　滋賀県労働委員会は、規則第28条第４項に基づき、公益委員会議において認定の手続を開始することを決定したときは、地方公営企業等および当該労働組合にその旨を通知する。

（調査）

第５条　滋賀県労働委員会は、地方公営公企業等または当該労働組合から認定の申出があったときは、規則第28条の２第２項に基づき、公益委員または事務局職員により、その実情等について調査を行う。

（認定および告示）

第６条　滋賀県労働委員会は、第１条に基づく認定をしたときは、遅滞なく滋賀県公報において告示を行う。

２　滋賀県労働委員会は、第１条に基づく告示を行った場合、遅滞なく申出を行った地方公営公企業等または当該労働組合に通知する。

（職の新設等の通知）

第７条　地方公営企業等は、職を新設し、変更し、または廃止したときは、法第５条第３項の規定に基づき、速やかにその旨を別記様式第２号により滋賀県労働委員会に通知するものとする。

付則　この要領は、平成30年４月1日から施行する。